

D. 簡素で効率的な政府	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
<p>八. 規制改革</p>					
<p>総務省、関係府省は、情報開示の推進等を含め電子政府・電子自治体を推進し、原則すべての国民との間の手続きの電子化を平成15年度中に実施する。また、関係府省は、ITS、GISの本格的普及、医療や防災等の公共分野におけるIT化加速、電子商取引等を推進するとともに、電子入札を積極的に進める。</p>	<p>総務省、関係府省</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン化対象手続の拡大 (平成14年7月30日経済産業省手続オンライン化アクション・プランの改訂により対応) 申請・届出等だけでなく、法令に規定のある全ての手続(行政機関間の手続、不服申立て、不利益処分等)をオンライン化の対象に加えた。(【改訂前】約3,000手続→【改訂後】約7,300手続) なお、当省所管の法令に基づく手続については、例外なくオンライン化する。</li> <li>・手続簡素化の拡充 添付資料の簡素化、提出部数の削減、電子申請様式の統一化及びシステム運用時間の延長等、手続簡素化を図る手続数を大幅に拡充した。(【改訂前】約400手続→【改訂後】約1,200手続)</li> <li>・オンライン化実施時期の前倒し 平成14年度までにオンライン化を実施する手続(国の行政機関が扱う手続)の割合を引き上げた。(【改訂前】約1,000手続(47%)→【改訂後】約3,200手続(59%)) なお、省令改正のみでオンライン化可能な手続(40省令260手続)については、平成13年度から平成14年度にかけて、先行してオンライン化を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アクション・プランにて平成14年度にオンライン化する手続とした約3,000手続につき、電子化に向け作業中。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手続簡素化の拡充。</li> </ul>	<p>③平成15年度末までに当省所管法令に基づく全手続をオンライン化。</p>

<p>・行政手続のオンライン化についての主務省令の施行（平成14年2月4日）。</p>	<p>経済産業省単独所管の行政手続257手続と、経済産業省が単独で所管している法令に規定する地方公共団体が行う手続等1,264手続の計1,521手続について、書面だけではなくオンラインでも行うことを可能とする省令を施行した。</p>	<p>・法令のオンライン化対応済み手続数の拡大。</p>	<p>①約5,400手続（15年3月まで）についてオンライン化を可能とする法整備を行う。</p>
<p>・平成15年1月から官民連携による会社設立ポータルの研究開発及び実証事業の開始。</p>	<p>官民連携ポータルビジネスモデルの構築に向けて現在、事業を実施している。</p>	<p>・官民連携ポータル事業のビジネスモデルの検討。 ・各官庁の電子申請システムと官民連携ポータルとのアクセス標準の策定。 ・民間手続システムと官民連携ポータルとのアクセス標準の策定。</p>	<p>②官民連携ポータルビジネスモデルの構築。</p>
<p>・地理情報システム（GIS）関係省庁連絡会議、GISモデル地区実証実験等に参画するとともに、次世代GISに係る標準化を行うなど、GISの普及を推進。 ・GISアクションプログラム2002-2005（平成14年2月）に基づく諸施策を実施。</p>	<p>次世代GISに係る標準化の1要素である「G-XML」規格の実用化・普及を図る「G-XML実用化連絡会」会員企業数（参加自由）が、1200弱に拡大（平成15年1月末時点）。多くの民間GISエンジンにおいて「G-XML」規格への対応開始。複数の自治体で「G-XML」規格に対応したGISの導入を開始。</p>	<p>・GIS標準化対象モデルの拡大及びGISコンテンツ流通の拡大。 ・G-XML以外のGIS関連規格（GML等）推進団体との連携。</p>	<p>①GISコンテンツ流通促進に向け「GISコンテンツ流通推進協議会（仮称）」を発足（平成15年3月13日）し、GISコンテンツ相互流通のための諸課題の検討及びプラットフォームの実証構築。 ②G-XMLの国際標準化等次世代地理情報システム標準の検討・普及。</p>

ホ. その他の制度改革

<p>総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省は連携して、平成14年度から、情報通信環境の高度化、地域コミュニティ形成、ビジネス環境整備、就業条件の確保等を通じて、テレワーク・SOHOなど多様な働き方を支援する。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>・まちづくりや生涯学習の分野で、女性やシニアが中心となつて行う市民活動及びこれらの活動を支援する活動のうち、ITを活用し地域雇用創出等に寄与するモデルケースを選定し、活動の立ち上げ、企業化を支援し、その成功事例を他地域にも普及し、雇用創出、高齢者社会への対応などを図る『市民活動活性化モデル事業（市民ベンチャー事業）』をスタートさせた。 13団体を採択し、モデル事業並びにその成果発表会を実施した。</p>	<p>平成15年3月に、採択した13団体の成果発表会を行った。</p>	<p>・平成14年度採択できなかった分野のモデルを採択し、幅広い分野のモデルを啓発する。</p>	<p>③それ以降平成15年度においても事業を継続して実施。</p>
---	--------------	--	-------------------------------------	--	-----------------------------------

D. 簡素で効率的な政府	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
<b>ロ. 歳出改革</b>					
道路等の特定財源について、平成14年度予算編成過程等を通じ見直しを行う。	国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路特定財源の活用にあたっては、受益者負担の原則を踏まえ、事業の重点配分を行うとともに、環境分野や都市交通分野などに活用する。</li> <li>・本年2月4日の閣議決定を受け第156回通常国会に提出中の「社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」中の「道路整備費の財源等の特例に関する法律案」にて、揮発油税等の充当対象として、道路整備に密接に関連する環境対策事業等を追加。</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共賃貸住宅、コンテナターミナル、中央官庁施設、公務員宿舎の整備に当って、民間の資金・能力の積極活用の観点から、PFI方式等の活用を図る。(中央官庁施設)</li> </ul>	国土交通省	中央合同庁舎第7号館の整備について平成14年6月にPFI実施方針を公表し、平成14年11月にPFI事業者の募集を開始	国の中央官庁施設における最初のPFI事業として実施。	街区全体のまちづくりとの調整。	平成15年4月に事業者を選定する予定。

八. 規制改革					
<p>港湾におけるワンストップサービス（NACCS等のシステムの連携によるシングルウィンドウ化）のため、システム開発、関連システムの整備等（2003年度実現を目標）の推進を図る。</p>	<p>財務省 法務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省</p>	<p>・輸出入・港湾関連手続のシングルウィンドウ化については、平成15年7月中の運用開始を目標に関係府省と連携、協力しつつ、鋭意システム開発作業中。</p> <p>・平成14年10月から11月にかけて、全国6箇所で、船会社、船舶代理店等利用者への関係府省合同による説明会を実施した。</p> <p>・港湾諸手続の申請先の1つである港湾管理者（地方自治体等）に対して、シングルウィンドウ化の一翼を担う港湾EDIシステムへの参加の要請を実施している。</p>	<p>・船会社、船舶代理店等、民間事業者に対しシステム概要についての理解を深め運用開始時における利用拡大の素地を形成。</p> <p>・港湾管理者の平成15年度の港湾EDIシステム参加予定港湾数は、90港程度（平成14年度は31港）【港長については平成14年4月から全特定港（86港）で実施済】</p>	<p>・シングルウィンドウ化の円滑な導入に向け、関連システム間の接続試験を入念に行う必要がある</p> <p>・システムについて、より一層の理解を得て、多くの方に利用してもらうために、具体的な利用方法等の説明会を実施する必要がある。</p>	<p>①第156回国会会期末 ・関連システム間の接続試験を実施予定。 ・平成15年7月中を目標とするシングルウィンドウ化の実現に併せて正式運用を開始する港湾EDIについて、第156回国会において港湾法等一部改正を行い、国による適正な管理運営を実現する。</p> <p>②平成15年末 ・平成15年7月中（目標）の運用開始後、その成果等の評価を行う予定。</p> <p>③それ以降 ・当該評価等を踏まえつつ、見直しが必要なものについては、適宜、措置予定。</p> <p>必要に応じて要請の趣旨を地方公共団体に周知。</p>
<p>地方公共団体が独自に定めている指導要綱の実態把握の調査結果を公表するとともに、不明瞭な基準による指導要綱行政については、法令の趣旨に照らし適正なものとなるよう、必要な場合には条例化することや一定期間ごとの見直しをすること等を地方公共団体に要請</p>	<p>総務省 国土交通省</p>	<p>実態把握の調査結果を公表するとともに地方公共団体へ通知を発出。 （内容については、年度中に措置すべく現在調整中）</p>			

ホ. その他の制  
度改革

<p>各種長期計画のあり方について、その必要性を含め総合的に検討する。</p>	<p>国土交通省</p>	<p>「社会資本整備重点計画法案」及び「社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」について、本年2月4日の閣議決定を受け第156回通常国会に提出。・アウトカム（成果）目標に重点を置き、総事業費は内容としない社会資本整備重点計画に一本化 ・都市公園、下水道、港湾の緊急措置法の廃止、治山治水緊急措置法について治水事業に係る規定の廃止、道路整備緊急措置法及び交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法について、長期計画に係る規定の廃止等</p>		<p>・法案が成立次第、計画策定に向けた検討を行う</p>	<p>・15年度からの計画の実施に支障のないよう、平成14年度中の新法成立を目指す。</p>
<p>・公共賃貸住宅、コンテナターミナル、中央官庁施設、公務員宿舍の整備に当って、民間の資金・能力の積極活用の観点から、PFI方式等の活用を図る。（中央官庁施設）</p>	<p>国土交通省</p>	<p>中央合同庁舎第7号館の整備について平成14年6月にPFI実施方針を公表し、平成14年11月にPFI事業者の募集を開始</p>	<p>国の中央官庁施設における最初のPFI事業として実施。</p>	<p>街区全体のまちづくりとの調整。</p>	<p>平成15年4月に事業者を選定する予定。</p>
<p>Ⅲ(1) ・「大都市圏における国際交流・物流機能の強化（第2次決定）」プロジェクトの中で、大都市圏の国際港湾の24時間フルオープン化、輸出入・港湾行政手続のワンストップサービス化・通関検査の迅速化を推進する。（港湾関係）</p>	<p>国土交通省</p>	<p>(6)北九州港において国際コンテナターミナルの管理運営にPFIを導入  ・北九州港については、13年12月27日に北九州市とP S Aグループ（PFI事業者）が基本協定を締結。</p>		<p>・出資協定締結に向けた交渉</p>	<p>・平成15年春までに、出資協定、運営会社設立、事業実施協定締結を目指し交渉・作業中。平成15年度中の供与開始を目指す。</p>

・公共賃貸住宅、コンテナターミナル、中央官庁施設、公務員宿舎の整備に当って、民間の資金・能力の積極活用の観点から、PFI方式等の活用を図る。(コンテナターミナル)	国土交通省	・北九州港については、13年12月27日に北九州市とP S Aグループ (PFI事業者) が基本協定を締結。(再掲)		・出資協定締結に向けた交渉 (再掲)	・平成15年春までに、出資協定、運営会社設立、事業実施協定締結を目指し交渉・作業中。平成15年度中の供用開始を目指す。(再掲)
・公共賃貸住宅、北九州における国際コンテナターミナル等の整備にPFI方式等の導入を推進する。(コンテナターミナル)	国土交通省	・北九州港については、13年12月27日に北九州市とP S Aグループ (PFI事業者) が基本協定を締結。(再掲)		・出資協定締結に向けた交渉 (再掲)	・平成15年春までに、出資協定、運営会社設立、事業実施協定締結を目指し交渉・作業中。平成15年度中の供用開始を目指す。(再掲)
類似事業間の調整等に関する取組みを一層強化するため、新たに「事業調整推進会議(仮称)」を設置する。	国土交通省	平成14年4月に「事業調整推進会議」第1回会議を開催。	国土交通省所管公共事業の実施に関する事業調整の円滑かつ的確な実施のための体制を構築		①第156回国会会期末 ②平成15年末 ③それ以降 適宜会議を開催し、所管事業間の調整の推進に関する事等について議論する。
取用手続全体の信頼性の向上と迅速化を図るために第151回国会で成立した改正土地収用法の施行を行う。	国土交通省	措置済・平成14年5月29日に「土地収用法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」を制定し、改正法の施行日を同年7月10日と定めた。 ・その余の政省令を施行日である平成14年7月10日までにすべて措置した。	すべての手続を新法によって行ったものは、平成14年度中にはない。		
住民参加型の手法の活用について、構想・計画段階における幅広い意見反映のための手法に関して、事業特性に応じた情報公開や住民参加など、運用面での整合性確保のためのガイドラインの早期の整備を図る。	国土交通省	年度末までにガイドラインを策定予定			①～③ガイドラインを試行

<p>廃棄物の処理及びリサイクルの推進に関し、技術開発や社会の仕組みの確立などを進める。例えば、循環型社会形成を進める静脈物流システム、静脈にかかる情報ネットワークの構築及びリサイクル事業の活性化を進める。</p>	<p>国土交通省</p>	<p>・平成14年11月29日に「港湾を核とした総合的な静脈物流システムの構築」が、交通政策審議会の答申の中に位置づけ。          ・「港湾を核とした総合的な静脈物流システムの構築」へ向け、静脈物流基盤の整備を平成15年度港湾整備事業費で要求。          ・リサイクル関連団体やリサイクルポートに指定された港湾管理者等から構成される「港湾を核とした静脈物流システム事業化検討委員会」を開催し、具体的取組について検討を行った。          平成14年11月1日：第1回委員会開催 平成14年12月11日：第2回委員会開催          ・廃棄物最終処分場の逼迫化に対応するため、平成14年7月に民法法特定施設に追加された「廃棄物海面処分場延命化施設」に関する基本指針を告示した(平成15年1月16日)。          ・グローバルな視点からの循環型社会の構築に寄与するため、循環資源の輸出ターミナルの拠点化・大型化・情報ネットワーク化等による効率的な国際静脈物流システムの構築に向けた調査について平成15年度行政経費として要求した。</p>	<p>・平成14年5月30日に、広域的なリサイクル施設の立地に対応した静脈物流ネットワークの拠点となる港湾(リサイクルポート)として、室蘭港・苫小牧港、東京港、神戸港、北九州港を1次指定した。</p>	<p>・低廉で環境負荷の小さい静脈物流ネットワークを構築するための拠点となるリサイクルポートの配置。          ・港湾を核とした静脈物流システムの事業化を促進する官民パートナーシップの構築。          ・将来発生量が見込まれる鉄くず等の余剰循環資源の有効活用と効率的な国際静脈物流システムのあり方。</p>	<p>①第156回国会会期末          ・平成14年度中に「港湾を核とした静脈物流システム事業化検討委員会」の検討成果を公表する。          ・平成15年4月にリサイクルポートの2次指定を行う。          ・平成15年4月に民間企業やリサイクルポートに指定された港湾管理者等によって構成されるリサイクルポート推進協議会を設置する。</p> <p>②平成15年末          ・国際静脈物流システムの構築のための調査を行い、具体的取組について取りまとめを行う。          ・港湾整備事業により、岸壁・ストックヤード等の静脈物流基盤の整備を引き続き推進する。</p> <p>③それ以降          ・リサイクルポートの形成を支援するため、港湾を核とした総合的な静脈物流システムの構築に向け諸施策を推進する。</p>
---	--------------	--	--	---	---



D. 簡素で効率的な政府	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
<b>ロ. 歳出改革</b>					
<p>関係府省は、廃棄物・リサイクル処理などの環境技術の実用化に向けた研究開発等を進めることにより、経済活動の環境への負荷を低減し、環境セクターを創出し、拡大する。また、関係府省は、自動車リサイクル制度の創設や、各種リサイクル法の着実な実施など循環型社会の構築に向けた取り組みを推進する。</p>	<p>国土交通省</p>	<p>・積雪寒冷地において、家畜排せつ物等をバイオマスとして利活用する資源循環システムを確立するため、バイオガスプラントを北海道内2箇所に建設し、メタン発酵を中心とする家畜排せつ物等の適切な処理とバイオガスのエネルギー利用等に関する実証試験を実施している。</p>	<p>・14年度末に中間取りまとめを予定</p>	<p>・14年度末に中間取りまとめを通じて課題を明らかにしてゆくこととしている。</p>	<p>①第156回国会会期末引き続き実証試験を実施 ②平成15年末引き続き実証試験を実施 ③それ以降 16年度末までに最終取りまとめを予定</p>
<b>ハ. 規制改革</b>					
<p>国土交通省は、国際港湾機能を強化するため、ITを活用した航行規制の効率化によるノンストップ航行を平成15年度以降順次実現するなど、規制・制度や運用面での改革を推進し、関係府省は連携して、平成15年度のできる限り早期に輸出入・港湾関連手続きのワンストップサービス（シングルウィンドウ化）を実現する。</p>	<p>関係府省（国土交通省）</p>	<p>(3)シングルウィンドウ化の実現</p> <p>・輸出入・港湾関連手続きのシングルウィンドウ化については、平成15年7月中の運用開始を目標に関係府省と連携、協力しつつ、鋭意システム開発作業中。</p> <p>・平成14年10月から11月にかけて、全国6箇所で、船会社、船舶代理店等利用者への関係府省合同による説明会を実施した。</p> <p>・港湾諸手続きの申請先の1つである港湾管理者（地方自治体等）に対して、シングルウィンドウ化の一翼を担う港湾EDIシステムへの参加の要請を実施している。</p>	<p>(3)シングルウィンドウ化の実現</p> <p>・船会社、船舶代理店等、民間事業者に対しシステム概要についての理解を深め運用開始時における利用拡大の素地を形成。</p> <p>・港湾管理者の平成15年度の港湾EDIシステム参加予定港湾数は、90港程度（平成14年度は31港）【港長については平成14年4月から全特定港（86港）で実施済】</p>	<p>(3)シングルウィンドウ化の実現</p> <p>・シングルウィンドウ化の円滑な導入に向け、関連システム間の接続試験を入念に行う必要がある</p> <p>・システムについて、より一層の理解を得て、多くの方に利用してもらうために、具体的な利用方法等の説明会を実施する必要がある。</p>	<p>(3)シングルウィンドウ化の実現</p> <p>①第156回国会会期末 ・関連システム間の接続試験を実施予定。 ・平成15年7月中を目標とするシングルウィンドウ化の実現に併せて正式運用を開始する港湾EDIについて、第156回国会において港湾法等一部改正を行い、国による適正な管理運営を実現する。 ②平成15年末 ・平成15年7月中（目標）の運用開始後、その成果等の評価を行う予定。 ③それ以降 ・当該評価等を踏まえつつ、見直しが必要なものについては、適宜、措置していく予定。</p>

ホ. その他の制度改革

総務省、関係府省は、情報開示の推進等を含め電子政府・電子自治体を推進し、原則すべての国民との間の手続きの電子化を平成15年度中に実施する。また、関係府省は、ITS、GISの本格的普及、医療や防災等の公共分野におけるIT化加速、電子商取引等を推進するとともに、電子入札を積極的に進める。	国土交通省	・平成14年度中に約2,000件について電子入札を実施。 ・年度内2,000件の実施に向け、電子入札を実施中。	平成15年度以降は全面的に電子入札を実施することとしており、着実な実施に努める。	②平成15年度以降は、全面的に電子入札を実施する。
	地理情報標準のJIS化のため、 ・専門用語の審議を行った。 ・国際標準化機構(ISO)において国際規格となった項目について、JIS原案を審議中。	JIS化のための専門用語の整備。	ISOにおいて国際規格となった項目について、順次JIS化を図る。	①日本工業標準調査会(JISC)に対する準備。 ②JISの審議・制定。 ③国際規格となった項目について、順次JIS化を図る。
	GISアクションプログラム2002-2005に基づき、引き続きGIS関連諸施策を推進している。	GISを利用する基盤環境を概成し、GISを有効に活用し、行政の効率化と質の高い行政サービスの実現を図る取り組みを進めている。	今後もGISアクションプログラムの施策の着実な推進に努める。	①②③GISアクションプログラムの施策の着実な推進に努める。

<p>関係府省は、廃棄物・リサイクル処理などの環境技術の実用化に向けた研究開発等を進めることにより、経済活動の環境への負荷を低減し、環境セクターを創出し、拡大する。また、関係府省は、自動車リサイクル制度の創設や、各種リサイクル法の着実な実施など循環型社会の構築に向けた取組みを推進する。</p>	<p>国土交通省</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成14年11月29日に「港湾を核とした総合的な静脈物流システムの構築」が、交通政策審議会の答申の中に位置づけ。</li> <li>・「港湾を核とした総合的な静脈物流システムの構築」へ向け、静脈物流基盤の整備を平成15年度港湾整備事業費で要求。</li> <li>・リサイクル関連団体やリサイクルポートに指定された港湾管理者等から構成される「港湾を核とした静脈物流システム事業化検討委員会」を開催し、具体的取組について検討を行った。</li> <li>平成14年11月1日：第1回委員会開催 平成14年12月11日：第2回委員会開催</li> <li>・廃棄物最終処分場の逼迫化に対応するため、平成14年7月に民活法特定施設に追加された「廃棄物海面処分場延命化施設」に関する基本指針を告示した(平成15年1月16日)。</li> <li>・グローバルな視点からの循環型社会の構築に寄与するため、循環資源の輸出ターミナルの拠点化・大型化・情報ネットワーク化等による効率的な国際静脈物流システムの構築に向けた調査について平成15年度行政経費として要求した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成14年5月30日に、広域的なりサイクル施設の立地に対応した静脈物流ネットワークの拠点となる港湾(リサイクルポート)として、室蘭港・苫小牧港、東京港、神戸港、北九州港を1次指定した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低廉で環境負荷の小さい静脈物流ネットワークを構築するための拠点となるリサイクルポートの配置。</li> <li>・港湾を核とした静脈物流システムの事業化を促進する官民パートナーシップの構築。</li> <li>・将来発生量が見込まれる鉄くず等の余剰循環資源の有効活用と効率的な国際静脈物流システムのあり方。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①第156回国会会期末 <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成14年度中に「港湾を核とした静脈物流システム事業化検討委員会」の検討成果を公表する。</li> <li>・平成15年4月にリサイクルポートの2次指定を行う。</li> <li>・平成15年4月に民間企業やリサイクルポートに指定された港湾管理者等によって構成されるリサイクルポート推進協議会を設置する。</li> </ul> </li> <li>②平成15年末 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際静脈物流システムの構築のための調査を行い、具体的取組について取りまとめを行う。</li> <li>・港湾整備事業により、岸壁・ストックヤード等の静脈物流基盤の整備を引き続き推進する。</li> </ul> </li> <li>③それ以降 <ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクルポートの形成を支援するため、港湾を核とした総合的な静脈物流システムの構築に向け諸施策を推進する。</li> </ul> </li> </ul>
<p>国土交通省は、国際港湾機能を強化するため、ITを活用した航行規制の効率化によるノンストップ航行を平成15年度以降順次実現するなど、規制・制度や運用面での改革を推進し、関係府省は連携して、平成15年度のできる限り早期に輸出入・港湾関連手続きのワンストップサービス(シングルウィンドウ化)を実現する。</p>	<p>関係府省 (国土交通省)</p>	<p>(3)シングルウィンドウ化の実現 (再掲)</p>			

D. 簡素で効率的な政府	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
□. 歳出改革					
・道路特定財源の見直し	国土交通省	<p>・道路特定財源の活用に当たっては、受益者負担の原則を踏まえ、事業の重点配分を行うとともに、環境分野や都市交通分野などに活用する。</p> <p>・本年2月4日の閣議決定を受け第156回通常国会に提出中の「社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」中の「道路整備費の財源等の特例に関する法律案」にて、揮発油税等の充当対象として、道路整備に密接に関連する環境対策事業等を追加。</p>			
○公共事業の入札手続の改善・コストの縮減 ・数値目標の設定等も含めたコスト縮減	国土交通省	<p>コスト縮減を一層推進するとともに、コストの観点から公共事業の全てのプロセスを例外なく見直す「コスト構造改革」に取り組むことを表明した。評価指標として、従来からの工事コストの縮減に加え、規格の見直しによる工事コストの縮減、事業のスピードアップによる事業便益の早期発現、将来の維持管理コストの縮減を評価する「総合コスト縮減率」を導入するし、平成15年度から5年間で、平成14年度と比較して15%の総合コスト縮減率を達成することとした。</p>	平成14年11月29日に閣議決定された「平成15年度予算編成の基本方針」に「コスト縮減の数値目標を早急に定め、かつそれによって現実のコストが引き下がるよう、コスト構造改革に取り組む」と記載され、政府全体の取組となった。	政府全体の取り組み方針、取り組み体制の確立	平成19年度までの5年間を目標期間とし、平成15年度より実施、フォローアップ

## ホ. その他の制度改革

<p>「官」から「民」の観点に立ち、規制改革（構造改革特区を含む）や民営化、民間委託、PFIについて論じていただきたい。（7月19日総理指示）</p>	<p>国土交通省</p>	<p>官庁営繕に関する各府省庁の技術基準等の統一化を推進。施設整備におけるPFI手法導入を促進するためにデファクト標準の策定</p>	<p>・公共建築工事標準仕様書等の17の技術基準の統一化を実現（平成14年度） ・「PFI手続き標準」の策定に着手済</p>		<p>・「PFI手続き標準」の各府省庁への普及（平成15年度以降）</p>
<p>民間委託（アウトソーシング）やPFI等の活用（北九州における国際コンテナターミナル等の整備にPFI方式等の導入を推進する。）</p>	<p>国土交通省</p>	<p>・北九州港については、13年12月27日に北九州市とPSAグループ（PFI事業者）が基本協定を締結。</p>		<p>・出資協定締結に向けた交渉</p>	<p>・平成15年春までに、出資協定、運営会社設立、事業実施協定締結を目指し交渉・作業中。平成15年度中の供用開始を目指す。</p>
<p>民間委託（アウトソーシング）やPFI等の活用 従来公的部門が直接行ってきた事務事業で民間委託やPFI等を積極的に活用する。各府省は一定範囲の事務事業について、民間委託やPFI等の活用の適否を検討し結果を公表する。こうした方式を、当面試験的に導入する。 （骨太の方針2002）</p>	<p>国土交通省</p>	<p>平成14年10月4日：国土交通省所管の事業を対象に順次代表事例を選定し、簡易なモデルを用いて、PFI検討の基本となるVFM（ハリュフォーマネー）を算定し、その結果を公表する方針を決定した</p>	<p>現在、第1次検討事例について算定作業中</p>	<p>PFIとしての事業性の有無については、民間企業の意向の確認が必要</p>	<p>今国会末：第1次検討事例について、VFM算定結果をとりまとめ、成果を公表し、民間企業の意見を聴取 平成15年度末：第2次検討事例について、同様の作業を行い、結果を公表 それ以降：必要に応じて、同様の算定作業を行い、結果を公表</p>
<p>・国土交通関係の長期計画を一本化 ・緊急措置法の扱い</p>	<p>国土交通省</p>	<p>「社会資本整備重点計画法案」及び「社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」について、本年2月4日の閣議決定を受け第156回通常国会に提出。</p>		<p>・法案が成立次第、計画策定に向けた検討を行う</p>	<p>・15年度からの計画の実施に支障のないよう、平成14年度中の新法成立を目指す。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・アウトカム（成果）目標に重点を置き、総事業費は内容としない社会資本整備重点計画に一本化</li> <li>・都市公園、下水道、港湾の緊急措置法の廃止、治山治水緊急措置法について治水事業に係る規定の廃止、道路整備緊急措置法及び交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法について、長期計画に係る規定の廃止 等</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>○公共事業プロジェクト</li> <li>・既存プロジェクトの見直し</li> </ul>	国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業採択から5年未着工等一定の条件に該当する事業だけでなく、事業を巡る社会経済情勢の急激な変化等に応じて、再評価を行い、必要に応じて事業の見直しや中止等の措置を講じている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H15年度政府予算案の閣議決定時までに、事業採択後に5年未着工等の事業に関して、27事業について再評価を実施し、その結果12事業を中止した。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>事業採択から5年未着工等一定の条件に該当する事業だけでなく、事業を巡る社会経済情勢の急激な変化等に応じて、再評価を実施する。</li> </ul>

D. 簡素で効率的な政府	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
<b>ハ. 規制改革</b>					
<p>3. 民間投資・消費を誘発する都市再生の促進  (2) 都市再生プロジェクト等の活用  ・以下のような都市再生プロジェクトを推進する。  羽田空港の再拡張・国際定期便の就航、成田高速鉄道等の整備、高規格コンテナターミナルの整備等国際物流拠点の形成。</p>	<p>関係府省</p>	<p>(2) 輸出入・港湾行政手続きのワンストップサービス化  ・輸出入・港湾関連手続のシングルウィンドウ化については、平成15年7月中の運用開始を目標に関係府省と連携、協力しつつ、鋭意システム開発作業中。  ・平成14年10月から11月にかけて、全国6箇所で、船会社、船舶代理店等利用者への関係府省合同による説明会を実施した。  ・港湾諸手続の申請先の1つである港湾管理者（地方自治体等）に対して、シングルウィンドウ化の一翼を担う港湾EDIシステムへの参加の要請を実施している。</p>	<p>・船会社、船舶代理店等、民間事業者に対しシステム概要についての理解を深め運用開始時における利用拡大の素地を形成。  ・港湾管理者の平成15年度の港湾EDIシステム参加予定港湾数は、90港程度（平成14年度は31港）【港長については平成14年4月から全特定港（86港）で実施済】</p>	<p>・シングルウィンドウ化の円滑な導入に向け、関連システム間の接続試験を入念に行う必要がある  ・システムについて、より一層の理解を得て、多くの方に利用してもらうために、具体的な利用方法等の説明会を実施する必要がある。</p>	<p>①第156回国会会期末  ・関連システム間の接続試験を実施予定。  ・平成15年7月中を目標とするシングルウィンドウ化の実現に併せて正式運用を開始する港湾EDIについて、第156回国会において港湾法等一部改正を行い、国による適正な管理運営を実現する。  ②平成15年末  ・平成15年7月中（目標）の運用開始後、その成果等の評価を行う予定。  ③それ以降  ・当該評価等を踏まえつつ、見直しが必要なものについては、適宜、措置していく予定。</p>

## 二. 金融システム改革

<p>2. 資産デフレの克服にも寄与する証券・不動産市場の活性化                  (1) 証券市場の構造改革の推進                  ・市場の安定性・効率性を向上させるため、適格機関投資家の範囲拡大により、私募債市場を整備する等の施策を講ずる。また、現在住宅金融公庫において行われている住宅ローン債権の証券化を推進し、住宅ローンの資産担保証券の円滑な流通を図る。</p>	<p>国土交通省 財務省</p>	<p>住宅金融公庫の住宅ローン債権の証券化を拡大した。</p>	<p>資産担保証券の発行量 13年度：2,000億円→14年度：6,000億円</p>	<p>住宅金融公庫による住宅ローン債権の証券化を引き続き推進する。</p>	<p>平成15年度において、民間住宅ローンの証券化支援業務を開始し、住宅金融公庫の住宅ローン債権の証券化と併せ、資産担保証券の発行量を拡大する。(15年度：8,500億円)</p>
<p>ホ. その他の制度改革</p>					



3. 民間投資・消費を誘発する都市再生の促進  
(2) 都市再生プロジェクト等の活用  
・以下のような都市再生プロジェクトを推進する。  
羽田空港の再拡張・国際定期便の就航、成田高速鉄道等の整備、高規格コンテナターミナルの整備等国際物流拠点の形成。

関係府省

(2) 輸出入・港湾行政手続きのワンストップサービス化

・輸出入・港湾関連手続きのシングルウィンドウ化については、平成15年7月中の運用開始を目標に関係府省と連携、協力しつつ、鋭意システム開発作業中。

・平成14年10月から11月にかけて、全国6箇所で、船会社、船舶代理店等利用者への関係府省合同による説明会を実施した。

・港湾諸手続きの申請先の1つである港湾管理者（地方自治体等）に対して、シングルウィンドウ化の一翼を担う港湾EDIシステムへの参加の要請を実施している。

・船会社、船舶代理店等、民間事業者に対しシステム概要についての理解を深め運用開始時における利用拡大の素地を形成。

・港湾管理者の平成15年度の港湾EDIシステム参加予定港湾数は、90港程度（平成14年度は31港）【港長については平成14年4月から全特定港（86港）で実施済】

・シングルウィンドウ化の円滑な導入に向け、関連システム間の接続試験を入念に行う必要がある

・システムについて、より一層の理解を得て、多くの方に利用してもらうために、具体的な利用方法等の説明会を実施する必要がある。

①第156回国国会会期末  
・関連システム間の接続試験を実施予定。  
・平成15年7月中を目標とするシングルウィンドウ化の実現に併せて正式運用を開始する港湾EDIについて、第156回国会において港湾法等一部改正を行い、国による適正な管理運営を実現する。

②平成15年末  
・平成15年7月中（目標）の運用開始後、その成果等の評価を行う予定。

③それ以降  
・当該評価等を踏まえつつ、見直しが必要なものについては、適宜、措置していく予定。

D. 簡素で効率的な政府	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
<b>ホ. その他の制度改革</b>					
<p>(技術革新が拓く21世紀の新たな需要)            総務省、関係府省は、情報開示の推進等を含め電子政府・電子自治体を推進し、原則すべての国民との間の手続きの電子化を平成15年度中に実施する。また、関係府省は、ITS、GISの本格的普及、医療や防災等の公共分野におけるIT化加速、電子商取引等を推進するとともに、電子入札を積極的に進める。</p>	<p>総務省、関係府省</p>	<p>「e-Japan重点計画-2002」に基づき、「行政の情報化」及び「環境分野の情報化」を推進した。            (1) 行政の情報化            ① 申請・届出等手続のオンライン化を図るため、環境省電子申請システム(環境省認証局、汎用受付等システム等)の運用を開始する。            ② 電子入札システムの導入等に向けて検討中。            (2) 環境分野の情報化            ① 環境情報総合データベースの構築に向けて検討を行った。            ② 人工衛星等を活用した環境モニタリングシステムの導入に向けて、不法投棄等衛星監視システムの検証実験を実施した。</p>	<p>環境省電子申請システムの運用を開始する。</p>		<p>「e-Japan重点計画-2002」に基づき、「行政の情報化」及び「環境分野の情報化」を引き続き推進する。            (1) 行政の情報化            ① 申請・届出等手続以外の手続のオンライン化等。            ② 電子入札システムの導入等。            (2) 環境分野の情報化            ① 環境情報総合データベースの構築。            ② 人工衛星等を活用した環境モニタリングシステムの導入。</p>
<p>・関係府省は、国民の利益の観点にたち、徹底した行政改革を行い、特殊法人等や国営施設の見直し、民営化を推進する。</p>	<p>環境省</p>	<p>環境省所管の特殊法人(環境事業団及び公害健康被害補償予防協会)については、平成13年12月に策定された「特殊法人等整理合理化計画」に基づき、公害健康被害補償予防協会を独立行政法人化するとともに、環境事業団については、地球環境基金に係る業務などの一部の業務を当該独立行政法人に移管した上で、PCB廃棄物の処理業務を中心とする特殊会社とすることを進めている。</p>	<p>独立行政法人環境再生保全機構法案及び日本環境安全事業株式会社法案を第156回通常国会に提出した。</p>	<p>新組織への円滑な移行を図る。</p>	<p>16年4月の特殊会社化、独立行政法人化を目指し、所要の準備を進める。</p>